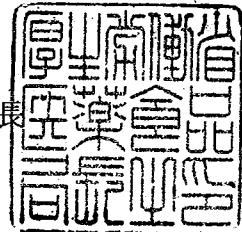




薬食発0614第1号
平成22年6月14日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の改正について

医療機器の高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器の区分等については、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成16年厚生労働省告示第298号。以下「クラス分類告示」という。）等において定められているところであるが、新たに医療機器が承認されたことに伴い、クラス分類告示の一部を改正し、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（平成22年厚生労働省告示第244号。以下「一般的名称改正告示」という。）が平成22年6月14日から適用されたところである。

クラス分類告示における各一般的名称の定義等については平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」により示したところであるが、一般的名称改正告示の適用に伴い、同通知の一部を下記のとおり改正するので、御了知の上、貴管下関係業者、団体等に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本医療機器産業連合会会长、米国医療機器・IVD工業会会长、欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長及び薬事法登録認証機関協議会代表幹事あて送付することとしていることを申し添える。

記

1. 改正の内容

平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局通知
「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」の別添CD-ROMの記録内容の一部を次のように改正する。

カテーテル被覆・保護材の項の次のように加える。

医 04 整形用外科・整形 品	47937003 抗菌性カテーテル被覆・保護材	注射針又はカテーテル刺入部に直接貼付してその固定に用いる、粘着性を有するフィルム材などに殺菌剤・抗菌剤を含浸した滅菌済み被覆・保護材をいう。固定保持強化のために不織布等が附加されることもある。	III	13	-
1080					

非コール形換氣用気管チューブの項の次に次のようになります。

1081	器51 医療用チューブ及びカテーテル	46877003抗菌性換氣用気管チューブ	気道の確保、吸入麻醉薬・医用ガスの投与、換気などのため、口腔又は鼻腔から気管内に挿入する円筒型チューブであり、感染防止を目的として抗菌作用のある物質がコーティングされている。呼吸回路や手動式人工蘇生器に接続するコネクタと共に包装されているものもある。	III	13	-
------	--------------------	----------------------	---	-----	----	---

吸収性脊椎内固定器の項の次に次のように加える。

医04 整形用 生体内移植品	47023003 器具	単回使用棘突留置器具	腰背部痛及び下肢痛の緩和のため、棘間に留置することにより、腰椎を屈曲位に保ち、伸展位となることを制限するため用いる器具をいう。	III	8	-
----------------	-------------	------------	---	-----	---	---

(参考)

2. 関連通知の改正

平成17年3月31日付け薬食発第0331008号厚生労働省医薬食品局長通知
「医療機器の修理区分の該当性について」の別表の一部を次のように改正する。

カテーテル被覆・保護材の項の次に次のように加える。

1080			47937003	抗菌性カテーテル被覆・保護材	III	-		-
------	--	--	----------	----------------	-----	---	--	---

非コール形換気用気管チューブの項の次に次のように加える。

1081			46877003	抗菌性換気用気管チューブ	III	-		-
------	--	--	----------	--------------	-----	---	--	---

吸収性脊椎内固定器具の項の次に次のように加える。

1082			47023003	単回使用棘間留置器具	III	-		-
------	--	--	----------	------------	-----	---	--	---